

議第 125 号

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

災害その他非常の場合にあつて、給水装置工事又は排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～4 (略)	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2～4 (略)

(下呂市下水道条例の一部改正)

第2条 下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(排水設備等の工事の実施) 第10条 排水設備等の新設等の工事（水道事業等管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、水道事業等管理規程で定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限り</u>	(排水設備等の工事の実施) 第10条 排水設備等の新設等の工事（水道事業等管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、水道事業等管理規程で定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。

改正後	改正前
<u>でない。</u>	
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

災害その他非常の場合にあって、給水装置工事又は排水設備工事に係る指定工事業業者等の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 災害その他非常の場合においては、他市町村の指定工事業業者が工事を実施できるものとします。

(第1条の改正中第8条、第2条の改正中第10条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)